

1. 会 合 名	私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ（第1回）
2. 日 時	2022年11月1日（火）10時00分～11時00分
3. 議 案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本ワーキング・グループの設置について</li> <li>2. 本ワーキング・グループの主な検討事項について</li> <li>3. 本ワーキング・グループの検討スケジュールについて</li> <li>4. その他</li> </ol>
4. 主な内容	<p>1. 本ワーキング・グループの設置について 資料1-1及び資料1-2に基づき事務局より説明が行われた。</p> <p>2. 本ワーキング・グループの主な検討事項について 資料2に基づき事務局より説明が行われた後、意見交換が行われた。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2において事例2や事例4のような検討事項が挙げられていることを踏まえると、既に私募債規則の審査項目として「スキームの審査」があり、審査されているような内容とも考えられるが、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」（以下「私募債規則」）のさらなる明確化を進めていきたいということによいか。（委員等）</li> </ul> <p>⇒ご認識のとおり。事例2については、私募債規則の別表2の「1. 審査項目」（2）において審査項目を掲げている中、「実質的なリスクの帰属者である事業者」については明確な審査対象とはなっていないことから、審査・モニタリング項目として追加して明確化したいと考えている。（事務局）</p> <p>⇒例えば、事例4については、規則改正によらず、「『社債券の私募等の取扱い等に関する規則』の考え方について」（Q&amp;A）で真正譲渡に関して確認事項等を例示するという対応も考えられる。（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事例について、具体的な事例の内容を示していただくことはできるか。（委員等）</li> </ul> <p>⇒これ以上事例の詳細を示してしまうと発行者等が特定できてしまうおそれがあるため、事務局としてお示しできる範囲は資料上の記載が限界と考えている。（事務局）</p> <p>⇒公表できる内容が限られていることは理解するが、例えば、判決文や処分が公表されている事例についてはその公表情報等のURLのリンク先を共有いただけると有難い。（委員等）</p>

⇒公表されている事例については後程共有させていただく。(事務局)  
⇒補足をすると、事例1～3については何か処分等が行われ、公表されているような事案ではない。しかしこれらの事例を踏まえ現行の規則を更に充実させる余地があるのではないかという問題提起である。  
(委員等)

- ・資料2の事例1～3について、処分等に至らなくても具体的に何か問題が顕在化しているといったことがあるのか。例えば、販売会社からの報告において審査や開示が不十分であったとか、投資家との間で係争になっているといった事例があったため、懸念されているという認識でよいか。(委員等)

⇒事例1～3について、現時点で今回お示ししている懸念点が原因で投資家が損失を被ったという事実や規則違反が生じているということはないが、今後問題が顕在化しないよう、販売会社での審査内容や顧客への情報提供の項目をより明確化させたいと考えている。(事務局)

⇒これまでの販売会社からの報告で審査や開示の面で規則違反とまでは言えなくても問題がみられるような報告はあったのか。(委員等)

⇒事務局ではこれまでにそのような事案はなかったと認識しているが、今後そのような問題が発生しないためにも規則等で明確化できればと考えている。(事務局)

- ・当社では、2017年に制定された私募債規則で審査規定等の対象外とされた商品しか扱っていないが、仮に当社で対象の商品を扱う場合、事例に挙げられたような商品については、規則で明確化されていなくとも、当社における新商品・新業務審査の手続の下、事例にあった利益相反や倒産隔離の観点でも審査が実施される。顧客説明できないものは売らない。そのように捉えていくと、このWGのゴールは必ずしも現行規則を改正することではないのではないかと感じている。また、現行規則で定められている、審査規定等対象社債券の範囲を見直すといったことは考えていないということによいか。(委員等)

⇒必ずしも、規則改正を要するとは認識しておらず、例えば、Q&Aの改訂や協会通知による周知を行うといった対応方法もあると考えている。本WGを通じてより良い対応方法を模索していきたい。また、ご認識のとおり、現時点では審査規定等対象社債券の範囲見直しは考えていない。(事務局)

- ・今回の議論で規則の根幹を見直すということを考えている訳ではないと

	<p>認識している。当然志高く業務を行っていただければ資料上のような懸念は生じないのだが、万が一このような事態が生じた場合への備えということだろう。また、規則改正以外にもQ&amp;A等で事例を明確化する等のソフトローでの対応も考えられるため、議論していく中で対応方法についても意見をいただきたい。（委員等）</p> <p>3. 本ワーキング・グループの検討スケジュールについて 資料3に基づき事務局より説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する 問い合わせ先	<p>自主規制企画部（03-6665-6769） 公社債・金融商品部（03-6665-6771）</p>